

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年七月十九日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和元年九月二日から同年十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	特定計量器の所在場所
蓮田市	令和元年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
羽生市	令和元年九月十日から同年十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
行田市	令和元年九月十七日から同年十二月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
幸手市	令和元年九月二十四日から同年十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右

北本市	令和元年九月二十六日から同年十二月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
宮代町	令和元年十月十日から令和二年一月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
伊奈町	令和元年十月十一日から令和二年一月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
桶川市	令和元年十月十七日から令和二年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
久喜市	令和元年十月二十五日から令和二年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
加須市	令和元年十一月五日から令和二年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
杉戸町	令和元年十一月十九日から令和二年二月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右